

内閣府本府組織令等の一部を改正する政令 新旧対照表 目次

○内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）	1
○行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第二百一十一号）	3
○行政機関職員定員令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第七十六号）	4

改正案	現行
<p>8 7 総括審議官の定数は一人と、政策評価審議官の定数は一 (略)</p> <p>6 独立公文書管理監は、特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）附則第九条に規定する独立した公正な立場において、命を受けて、本府の所掌事務に関する重要事項のうち行政機関の長（同法第三条第一項本文に規定するものをいう。）による特定秘密（同項に規定するものをいう。以下この項において同じ。）の指定及びその解除並びに特定秘密である情報を記録する行政文書（公文書等の管理に関する法律第二条第四項に規定するものをいう。）の管理の適正を確保するための検証、監察その他の措置に関するものについての事務を総括整理する。</p>	<p>7 6 総括審議官の定数は一人と、政策評価審議官の定数は一 (略)</p> <p>2 5 (新設) (略)</p> <p>6 独立公文書管理監は、特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第百八号）附則第九条に規定する独立した公正な立場において、命を受けて、本府の所掌事務に関する重要事項のうち行政機関の長（同法第三条第一項本文に規定するものをいう。）による特定秘密（同項に規定するものをいう。以下この項において同じ。）の指定及びその解除並びに特定秘密である情報を記録する行政文書（公文書等の管理に関する法律第二条第四項に規定するものをいう。）の管理の適正を確保するための検証、監察その他の措置に関するものについての事務を総括整理する。</p>

人と、宇宙審議官の定数は一人と、少子化・青少年対策審議官の定数は一人と、独立公文書管理監の定数は一人と、審議官の定数は併任の者を除き十八人とする。ただし、審議官のうち二人は、内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれるものとする。

(参事官)

第二十条 本府に、参事官を置く。

2 参事官は、命を受けて、政策統括官のつかさどる職務を助ける。

3 参事官の定数は、併任の者を除き、四十六人とする。

附則

(大臣官房審議官の設置期間の特例)

第五条 第八条 (第二項から第六項までを除く。)の審議官 (同条第八項ただし書の規定により置かれるものを除く。)のうち一人は、平成二十八年三月三十一日まで置かれるものとする。

人と、宇宙審議官の定数は一人と、少子化・青少年対策審議官の定数は一人と、審議官の定数は併任の者を除き十八人とする。ただし、審議官のうち二人は、内閣総理大臣が特に必要と認める場合に置かれるものとする。

(参事官)

第二十条 本府に、参事官を置く。

2 参事官は、命を受けて、政策統括官のつかさどる職務を助ける。

3 参事官の定数は、併任の者を除き、四十四人とする。

附則

(大臣官房審議官の設置期間の特例)

第五条 第八条 (第二項から第五項までを除く。)の審議官 (同条第七項ただし書の規定により置かれるものを除く。)のうち一人は、平成二十八年三月三十一日まで置かれるものとする。

（傍線部分は改正部分）

2・3 (略)		改正案			<p>第一条 行政機関の職員に関する法律（以下「法」という。）第一条第一項の定員は、次の表のとおりとする。</p>
		区分	定員	備考	
合計	(略)	内閣府	(略)	(略)	<p>うち、四七人は、特別職の職員の定員とする。</p>
人	二九六、五六四		一三、七四三人		
2・3 (略)		現行			<p>第一条 行政機関の職員に関する法律（以下「法」という。）第一条第一項の定員は、次の表のとおりとする。</p>
合計	(略)	区分	定員	備考	
人	二九六、五四四	内閣府	(略)	(略)	<p>うち、四七人は、特別職の職員の定員とする。</p>
			一三、七二三人		

○行政機関職員定員令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第七十六号）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>附則</p> <p>1（略） （定員の期間別の特例）</p> <p>2 改正後の行政機関職員定員令（以下「新令」という。）第一条第一項の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の同項に規定する定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の定員の欄及び備考の欄に掲げるとおりとする。</p>			
内閣府	区分	期間	定員
平成二十六年九月三十日まで	平成二十六年十月一日から	一三、七	四〇人
備考	備考	うち、四七人は、特別職の職員の定員とする。	うち、四七人は、特別職の職員の定員とする。
月三十一	同十二月	一三、七	四五人
<p>附則</p> <p>1（略） （定員の期間別の特例）</p> <p>2 改正後の行政機関職員定員令（以下「新令」という。）第一条第一項の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の同項に規定する定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、それぞれ同表の定員の欄及び備考の欄に掲げるとおりとする。</p>			
内閣府	区分	期間	定員
平成二十六年九月三十日まで	平成二十六年十月一日から	一三、七	四〇人
備考	備考	うち、四七人は、特別職の職員の定員とする。	うち、四七人は、特別職の職員の定員とする。
月三十一	同十二月	一三、七	四五人

(略)	3	(略)	
	(略)	間	日までの
	(略)		
	(略)		

(略)	3	(略)	
	(略)	間	日までの
	(略)		
	(略)		